

1. 件 名：九州電力株式会社川内原子力発電所における緊急時対策支援システムへの一部データの伝送停止に伴う代替措置について

2. 日 時：令和3年11月12日 11:00～11:20、19:40～19:45

3. 場 所：原子力規制庁3階 E R C

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、平野室長補佐

(以下、テレビ会議システムによる出席)

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 課長 他1名

5. 要 旨

九州電力株式会社から、同社川内原子力発電所において、2021年11月に緊急時対策支援システムへの一部データの伝送停止に伴う代替措置について、資料1に基づき、説明があった。

原子力規制庁より、代替措置に係るデータの記録採取や報告頻度は、川内原子力発電所2号機が運転中であることを踏まえると、実施頻度等は、停止中のものではなく、運転中のものに対応することが適当である旨伝えた。

九州電力株式会社から、指摘を踏まえて検討する旨の回答があった。その後、資料2に基づき、見直した代替措置の説明があった。

原子力規制庁より、緊急時対策支援システムへの一部データの伝送停止に伴う代替措置について、決められた手続きを進めるよう伝えた。

九州電力株式会社から、適切に対応する旨回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 川内原子力発電所における緊急時対策支援システムへの一部データ伝送停止による代替措置について

資料2 川内原子力発電所における緊急時対策支援システムへの一部データ伝送停止による代替措置について（見直し後）